

議案第50号

飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月16日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

旭ヶ丘プールの廃止及び飛騨市学校開放施設にプールの使用料を追加するための改正

飛驒市スポーツ施設条例及び飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

(飛驒市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市営水泳プールの部旭ヶ丘プールの款を削る。

(飛驒市使用料徴収条例の一部改正)

第2条 飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 飛驒市学校開放施設の使用料の表に次のように加える。

神岡小学校	プール	—	高校生以上 110円 小中学生 60 円 小学生未満 無料	—	
-------	-----	---	--	---	--

別表第2の1 公の施設の使用料(2) スポーツ施設の表市営水泳プールの部を次のように改める。

市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 110円 小中学生 60 円 小学生未満 無料	—	
	宮川プール				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条) 飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改 正 案						
本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)							本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)						
名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料		名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	
飛騨市古川トレーニングセンターの項～飛騨市山田グラウンドの項 略							飛騨市古川トレーニングセンターの項～飛騨市山田グラウンドの項 略						
飛騨市 営水泳 プール	河合プ ール	飛騨市河合町 角川91番地	毎週土・日曜 日、8月13 日から15日 まで	8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る	飛騨市 営水泳 プール	河合プ ール	飛騨市河合町 角川91番地	毎週土・日曜 日、8月13 日から15日 まで	8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る
	宮川プ ール	飛騨市宮川町 西忍1008番地	毎週土・日曜 日、8月13 日から15日 まで	8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る		宮川プ ール	飛騨市宮川町 西忍1008番地	毎週土・日曜 日、8月13 日から15日 まで	8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る
	旭ヶ丘 プール	飛騨市神岡町 殿1052番地4	毎週土・日曜 日、8月13 日から15日 まで	8月26日 から翌年 の7月20 日まで	午後1時か ら午後4時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る							
飛騨かわいスキー場の部 略							飛騨かわいスキー場の部 略						
以下 略							以下 略						

(第2条) 飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						
本則・附則 略						
別表第1 (第2条関係)						
1 飛騨市学校開放施設の使用料						
行政財産の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川中学校	黒内運動場	—	円 820	円 820	円 820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、半面使用の額とする。 2 照明料
	柔剣道場	—	590	590	590	
	卓球場	—	590	590	590	
	グラウンド	410	820	820	820	
神岡小学校	屋内運動場	—	820	820	820	1 屋内運動場 1時間あたり460円
神岡中学校	グラウンド	410	820	820	820	
古川小学校	屋内運動場	—	820	820	820	1 屋内運動場照明料は半面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり940円 古川中学校柔剣道場・卓球場使用料に含む。
古川西小学校	グラウンド	410	820	820	—	
河合小学校						
宮川小学校 山之村小中学校						

別表第2 (第2条関係)

改正案						
本則・附則 略						
別表第1 (第2条関係)						
1 飛騨市学校開放施設の使用料						
行政財産の名称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川中学校	黒内運動場	—	円 820	円 820	円 820	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、半面使用の額とする。 2 照明料
	柔剣道場	—	590	590	590	
	卓球場	—	590	590	590	
	グラウンド	410	820	820	820	
神岡小学校	屋内運動場	—	820	820	820	1 屋内運動場 1時間あたり460円
神岡中学校	グラウンド	410	820	820	820	
古川小学校	屋内運動場	—	820	820	820	1 屋内運動場照明料は半面使用の額とする。 グラウンド 1時間あたり940円 古川中学校柔剣道場・卓球場使用料に含む。
古川西小学校	グラウンド	410	820	820	—	
河合小学校						
宮川小学校 山之村小中学校						
神岡小学校	プール	—	高校生以上 110円 小中学生 60円 小学生未満 無料	—	—	

別表第2 (第2条関係)

1 公の施設の使用料

- (1) コミュニティ施設 略
- (2) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川トレーニングセンターの部～神岡東グラウンドの部 略						
市営水泳プー ル	河合プール	—	高校生以上	11	—	
	宮川プール			0円		
	旭ヶ丘プール		中学生以下	60		
			円	幼児	無	料
飛騨かわいスキー場の部 略						

以下 略

1 公の施設の使用料

- (1) コミュニティ施設 略
- (2) スポーツ施設

公の施設の名 称	区分	使用料				備考
		早朝	午前	午後	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川トレーニングセンターの部～神岡東グラウンドの部 略						
市営水泳プー ル	河合プール	—	高校生以上	11	—	
	宮川プール			0円		
			小中学生	60		
			円	小学生未満	無	料
飛騨かわいスキー場の部 略						

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	旭ヶ丘プールの廃止及び飛騨市学校開放施設にプールの使用料を追加するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>〔第1条〕 飛騨市スポーツ施設条例</p> <p>市営水泳プールの旭ヶ丘プールについて、施設の老朽化及び学校開放施設となる神岡小学校プールの改修完了により廃止するもの。</p> <p>別表飛騨市営水泳プールの部旭ヶ丘プールの款を削る。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p> <p>〔第2条〕 飛騨市使用料徴収条例</p> <p>(1) 神岡小学校プールについて市営水泳プールと同様の使用料を設定するもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表第1関係)</p> <p>(2) 旭ヶ丘プールの廃止に伴い、本条例から削るもの。</p> <p style="text-align: right;">(別表第2関係)</p>
市民への影響等	<p>〔第1条〕 旭ヶ丘プールの廃止に伴い神岡小学校プールを代替施設として供用するが、学校施設としての利用を優先させるため、市民の利用期間が一部制限されることがある。</p> <p>〔第2条〕 使用料については市営水泳プールの料金体系を適用するため、市民利用においては従来と同様の料金で使用することができる。</p>
施行日	公布の日
備考	